

「鶏卵の表示に関する公正競争規約」の認定について

平成21年3月26日
公正取引委員会

公正取引委員会は、鶏卵公正取引協議会設立準備会（会長 中村 光夫）から認定申請のあった「鶏卵の表示に関する公正競争規約」（別添。以下「規約」という。）について、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第12条第2項各号の要件に適合すると認め、同条第1項の規定に基づき、本日、これを認定し、その旨を平成21年3月27日付け官報に告示することとした。

1 規約設定の理由

近年、容器に入れられ又は包装された殻付鶏卵（以下「鶏卵」という。）の取引について、M、Lなどの規格表示以外に、栄養成分、飼養環境等に関する様々な表示が行われている状況を踏まえ、一般消費者の適正な商品選択に資する観点から、必要表示事項、特定事項の表示基準、特定用語の使用基準、不当表示事項等を定めることにより、鶏卵に係る表示の適正化を図るものである。

2 規約の概要

別紙1のとおり。

3 公聴会の開催

規約の設定について、平成21年1月26日、公聴会を開催し、消費者団体、学識経験者等の計12名から意見を聴取した。

この結果、規約の設定については、公述人全員が賛成の意見を公述した。公述人からは、栄養強化卵の定義、特定用語の使用基準等について、意見が公述された（別紙2）。

4 施行期日

今回認定された規約は、平成21年3月27日から施行される。ただし、必要表示事項、特定事項の表示基準（一部除く。）、特定用語の使用基準及び不当表示の禁止に係る表示については、告示の日から起算して1年を経過した日から施行する。

なお、「鶏卵の表示に関する公正競争規約施行規則（案）」（別添）については、平成21年5月以降に発足予定の鶏卵公正取引協議会（仮称）の発足後に承認申請される予定である。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部消費者取引課 電話 03-3581-3376（直通） ホームページ http://www.jftc.go.jp

(参考)

1 公正競争規約について

- (1) 公正競争規約は、景品表示法に基づき、公正取引委員会の認定を受けて、業界において設定している景品類又は表示に関する自主ルールである。
- (2) 公正競争規約の認定要件（景品表示法第12条第2項各号）
 - ア 不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するために適切なものであること。
 - イ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。
 - ウ 不当に差別的でないこと。
 - エ 公正競争規約に参加し、又は公正競争規約から脱退することを不当に制限しないこと。

2 公正競争規約の閲覧場所等

規約は、公正取引委員会事務総局の本局（東京都）、地方事務所（札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市及び福岡市）及び支所（広島市及び高松市）並びに内閣府沖縄総合事務局（那覇市）において閲覧に供するほか、公正取引委員会のウェブサイトに掲載する。

3 鶏卵公正取引協議会設立準備会の概要

- (1) 設 立 平成20年8月
- (2) 代表者 会長 中村 光夫（社団法人日本養鶏協会会長）
- (3) 会 員 中央鶏卵規格取引協議会の会員8団体及び全国養鶏経営者会議（平成21年2月現在）

「鶏卵の表示に関する公正競争規約」の概要

1 対象

(1) 事業者

鶏卵を生産し又は受け入れて自己の商標、氏名若しくは名称を表示して販売する事業を行う者であって、本件規約に参加するもの

(2) 商品

国内において生産された殻付鶏卵であって、一般消費者向けに生食用として販売されるもの

2 主な内容

鶏卵及び鶏卵の容器又は包装に表示する必要表示事項、特定事項の表示基準、特定用語の使用基準、不当表示事項、公正マーク（会員証紙）、公正取引協議会の事業内容等を規定する。

(1) 必要表示事項

名称、原産地名、内容量、等級、賞味期限、保存方法・使用方法、採卵者又は選別包装者の氏名又は名称及び住所並びに卵重計量責任者の氏名を表示することを義務付ける。

(2) 特定事項の表示基準

「栄養強化卵」である旨を表示する場合、鶏・鶏舎等の安全・衛生対策について表示する場合等の基準を定める。

(3) 特定用語の使用基準

「平飼い」、「放飼い」、「地卵」、「有精卵」、「特選」、「厳選」、「最高級」、「極上」、「天然」、「自然」等の用語を表示する場合の基準を定める。

(4) 不当表示事項

前記(2)及び(3)の基準に合致しない表示をすること、栄養成分、飼料、安全・衛生対策及び飼養環境について事実と相違する表示又は実際のものよりも著しく優良であるかのように誤認させる表示をすること、鶏卵に病気の予防等についての効果があるかのように誤認させる表示をすること等をそれぞれ禁止する。

(5) 公正マーク（会員証紙）

会員は、規約に従い適正な表示をしている鶏卵の容器、包装等に「公正マーク」を表示することができる。

公聴会における主な意見の概要及び考え方

1 栄養強化卵（規約第2条第3項）について

意見の概要	考え方
<p>栄養成分以外の成分を加える基準を規定しているが、科学的根拠もなく体に良いと噂に上るだけで、いろいろな成分を加えることはやめてほしい。</p> <p style="text-align: right;">【消費者団体】</p>	<p>栄養成分以外の成分を追加した鶏卵の氾濫を抑止するための受け皿規定としている規定です。将来、具体的な成分について検討する際には、今後設立される鶏卵公正取引協議会（仮称、以下同じ。）において、慎重に対応することとしています。</p> <p>また、「定期的な成分分析」については、単発的な成分分析の結果ではなく、定期的に分析しても栄養成分の量が検証されるものについて「栄養強化卵」と表示できると規定しているものです。</p>
<p>「定期的な成分分析により、栄養成分の量が検証されているものに限る」とあるが具体的な期間の設定が必要ではないか。</p> <p style="text-align: right;">【消費者団体】</p>	

2 「賞味期限」（規約第3条第1項第5号）について

意見の概要	考え方
<p>生食用鶏卵は、加工食品など他の食品と意味が異なるので、使用方法を表示するとしても、明確に表現する方がわかりやすいことから、「賞味期限」とではなく、「生食可能期限」とし、併せて「採卵日」を明記するほうがよいのではないか。また、鶏卵の特性を踏まえ、採卵日を入れてもらいたい。</p> <p style="text-align: right;">【消費者団体】</p>	<p>現在、販売している生食用鶏卵については、期限表示を「鶏卵規格取引要綱」に基づき「賞味期限」としており、区々な意味を持つ表示を使用することは市場に混乱を生じかねないことから、「賞味期限」を維持することとしています。また、「採卵日」は、集卵の実態から書けるとは限らず、かつ、日持ちのする食品の中で鶏卵のみに採卵日の記載を義務付ける理由はないと考えます。</p>

3 「特選」、「厳選」、「最高級」、「極上」等（規約第5条第4号）及び「天然」、「自然」等の用語の使用基準（規約第5条第5号）の鶏卵公正取引協議会の承認について

意見の概要	考え方
<p>「あらかじめ鶏卵公正取引協議会の承認を得た場合に限り、表示することができる。」とあるがその「承認」は何をもって、どうされること</p>	<p>「特選」、「厳選」等の用語は、鶏卵の品質の優良性を強調する用語として、当該用語が何の根拠もなく使用されるおそれがあることから、</p>

<p>を指すのか。規約規則に記載しないまでも消費者に対する解説が別途必要ではないか。</p> <p style="text-align: right;">【消費者団体】</p>	<p>あらかじめ鶏卵公正取引協議会の承認を得たものであれば表示できるとしているものです。</p> <p>表示の根拠を表示者が鶏卵公正取引協議会に提出し、鶏卵公正取引協議会が提出資料の合理性・適切性を慎重に審査した上で承認することとしています。</p> <p>なお、表示する場合には、表示の根拠となる資料、帳簿等の保存義務を課しております。</p> <p>また、鶏卵公正取引協議会の承認に関する情報については、御指摘を踏まえ、鶏卵公正取引協議会のウェブサイト等において開示していくこととします。</p>
<p>特定の用語については、あらかじめ鶏卵公正取引協議会の承認を得ている場合に限り表示することができるとの対応については、協議会の慎重な判断を希望する。</p> <p style="text-align: right;">【消費者団体】</p>	
<p>協議会があらかじめ承認する事項については、厳しく実行し、また、承認した場合は、透明性の確保を願う。</p> <p style="text-align: right;">【消費者団体】</p>	

4 周知徹底について

意見の概要	考え方
<p>鶏卵公正取引協議会は、事業者に対する規約の内容の周知及び遵守につき努力していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【流通団体】</p>	<p>鶏卵公正取引協議会は、同協議会の会員に対して、Q & Aを作成し、これを周知徹底するとともに、規約違反に対しては厳正に対処していくこととしています。</p>
<p>規約が新設されることにより、会員外の事業者へも影響が及び多様化する鶏卵の表示の適正化が進むことを期待する。</p> <p style="text-align: right;">【消費者団体】</p>	<p>規約の内容については、消費者の理解を深めるように、鶏卵公正取引協議会において、パンフレット、ウェブサイト等を利用して広報活動に取り組むこととしています。</p>
<p>「殻は赤いほうが良い」、「黄身の濃いものがよい」等よりよい卵であると消費者が誤解しているような問題と併せ啓発活動をしてもらいたい。</p> <p style="text-align: right;">【消費者団体】</p>	